

東京学芸大学附属高等学校（以下「本校」という。）は、昭和29年（1954年）4月新教育制度による初めての施設国立大学附属高等学校として開校、発足した。

本校に在籍する生徒の保護者ならびに教員は、相互の敬愛と協力とによって、すべての生徒が国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うことができるように、学園における教育活動の万遺憾なきことを念願する。

本校がすぐれた教育効果をあげ、かつ整備された教育環境を有することは、生徒の健全な育成のためには欠くことのできない事柄であって、それはまた本校が附属高等学校としての特殊な使命にも適うことになる。この目標を推進するために、保護者ならびに教員は互いに協力してPTA泰山会を組織し、この規定を定める。

## 第1章 総 則

（名称及び所在地）

第1条 この会は、東京学芸大学附属高等学校PTA泰山会（略称を「PTA泰山会」という。）と称し、事務所を本校内に置く。

（目的）

第2条 この会は、生徒の保護者ならびに教員が協力して、本校における生徒の健全な教育活動を助成することを目的とする。

## 第2章 会 員

（会員）

第3条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 普通会员 本校の生徒の保護者
- (2) 保護者会員 本校の生徒の保護者で普通会员以外の者
- (3) 教員会員 本校の教員

2 普通会员は、各家族に1名限りとする。

## 第3章 総 会

（総会）

第4条 定期総会は、毎年春期に会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合に会長が招集する。

（議決権）

第5条 普通会员は、普通会员が保護者となっている生徒1名につき、1個の議決権を有する。

2 保護者会員は、議決権を有しない。

3 教員会員は、各1個の議決権を有する。

（議決事項）

第6条 次の事項は、総会に提出して、その議決を得なければならない。

(1) 役員（本校の副校長である副会長、本校の主幹である理事及び顧問を除く。）を選任し、又は解任すること。

(2) 規約を改正すること。

(3) その他理事会の決議に基づいて提案された事項。

2 総会の議決は、総普通会员及び総教員会員の議決権の3分の1を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、前項第2号に該当する場合には、総普通会员及び総教員会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第7条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの会に提出しなければならない。

## 第4章 役 員

（役員）

第8条 この会に、次の役員を置く。

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 会長        | 1名                   |
| (2) 副会長       | 3名                   |
| (3) 妙高施設運営委員長 | 1名                   |
| (4) 妙高施設運営委員  | 2名                   |
| (5) 理事        | 9条3号及び4号の規定により算出される数 |
| (6) 監事        | 2名                   |
| (7) 顧問        | 1名                   |

（役員を選出）

第9条 役員を選出は、次の通り定める。

- (1) 会長、副会長のうち2名、妙高施設運営委員長、妙高施設運営委員及び監事は、総会において保護者より選任する。
- (2) 副会長のうち1名は、副校長がなる。
- (3) 各学級につき1名の保護者を、総会において、理事に選任する。
- (4) 前項に定めるほか、会長、副会長、妙高施設運営委員長、妙高施設運営委員、本校の主幹及び顧問は、この会の理事となる。
- (5) 顧問は、校長がなる。

（役員任期）

第10条 役員任期は1年とする。ただし、任期満了後も新役員就任までその職務を行う。

（役員任務）

第11条 会長は、この会の代表として会務を統括し、総会、理事会及び運営委員会

の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 妙高施設運営委員長、妙高施設運営委員は、妙高施設の整備・管理・運営の実務にあたる。
- 4 理事は、会務の処理にあたる。
- 5 監事は、事業及び会計を監査する。
- 6 顧問は、会長の諮問に応じ、常時、この会の運営に参加する。

## 第5章 理事会

(理事会)

- 第12条 この会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、監事を除く役員をもって構成し、総会に提案する事項、その他会務の必要な事項について審議決定する。ただし、監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。
  - 3 理事会は、会長が招集し随時これを開く。

(権限)

- 第13条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この会の業務執行の決定
  - (2) 一般社団法人東京学芸大学附属高等学校後援会泰山会に対する要望事項の決定

(議決方法)

- 第14条 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の1が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 理事は、理事会において、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該理事又は代理人は、代理権を証明する書面をこの会に提出しなければならない。

## 第6章 運営委員会

(運営委員会)

- 第16条 この会に、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、会長、副会長、妙高施設運営委員長、妙高施設運営委員、本校の主幹及び顧問をもって構成し、理事会に提案するすべての事項及びこの会の活動に関する諸事項を審議決定する。ただし、監事は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
  - 3 運営委員会は、会長が招集し随時これを開く。

(議決方法)

- 第17条 運営委員会の議決は、出席者の過半数を必要とし、可否同数の時は、議長

の決するところによる。

(緊急事項)

- 第18条 理事会の議決を得なければならない事項で緊急を要する場合は、運営委員会がこれに代わって議決することができる。この場合は、次の理事会において承認を得なければならない。

## 第7章 補則

(部会及び委員会)

- 第19条 必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

(細則)

- 第20条 運営に関して必要な事項は、運営委員会においてこれを決める。

## 附 則

- 1 この規約は、昭和29年4月27日から実施する。
- 2 この規約の一部改正は、昭和56年5月28日から実施する。
- 3 この規約の一部改正は、平成12年11月4日から実地する。
- 4 この規約の一部改正は、平成23年5月21日から実地する。